

# くらしき 農業委員会 だより

第 20 号

平成 20 年 2 月

発行 倉敷市農業委員会

編集 倉敷市農業委員会事務局

☎ (086) 426-3895

ホームページアドレス \*\*\*\* <http://www.city.kurashiki.okayama.jp/nogyo/index.html> \*\*\*\*



「マービー窯あさひ」からの竹炭の窯出し風景（真備町竹炭生産販売組合の皆さん）

## (写真の説明)

真備町は古くからたけのこの産地として知られており、管理の行き届いた竹林が豊富です。その竹を利用した竹炭<sup>たけすみ</sup>の窯出し風景を拝見しました。ちょうど目の前に真っ黒な竹炭が粉塵とともに窯から運び出されたところでした。

組合長の高越僕一さんのお話では、この竹炭生産販売組合は平成11年に竹炭の生産振興のために設立されたそうです。竹炭には非常に多くの孔があり、その表面積は竹炭 1 gあたり畳 180 枚以上に相当すると聞き驚きました。その性質を利用して、有機無農薬の土作り用、竹酢、住居の床下への敷炭、生活排水路や飲料水の浄化材など用途は広く、多彩です。

## 主な記事

・写真の説明	1
・農地の標準小作料を改訂しました	2
・小作地の合意解約・相続の手続きについて	2
・農地の相続税納税猶予制度について	2
・担い手積立年金 農業者年金	
農業者年金に加入しませんか	3
・視察研修報告	3
・農地の改良とは？	4
・農地の転用には許可が必要です	4
・出前農地相談の実施	4
・農業委員の改選が近づく	4
・新しい農業委員の紹介	4
・計報	4
・農地の移動状況	4
・お知らせ	4
・編集後記	4

# 農地の標準小作料を改訂しました

農地法の賃貸借や、農用地利用集積事業利用権設定における小作料の目安としてご利用ください。

※田は水稻単作、畠は一般普通畠が対象。平成20年4月1日から適用

農地の区分		小作料の標準額 (10アール当たり)
田畠の別	地区名	
田の部	旧倉敷市	15,000円
	旧児島市	13,800円
	旧玉島市	13,300円
	旧庄村	15,900円
	旧茶屋町	16,500円
	旧船穂町	10,200円
	旧真備町	15,500円
畠の部	倉敷市全域	5,800円

□小作料は貸し手と借り手の話し合いにより決めるのが原則です。

□今回の改訂額は、米価下落の影響で前回改訂額より大幅に下落しています。

□旧真備町の田で転作大豆を加味した小作料は、参考小作料10,200円(10アール当たり)を定めています。

小作地の合意解約・  
相続の手続きについて

△都市型農地の相続税の課税制度について  
農地の相続税結税  
農地の耕作権の設定  
農地の耕作権の許可  
もしくは、市長による利用権の公告が必要です。  
ナナナナナナナナナナ  
一口メモ

農地を耕作している方が死亡された場合、小作地は耕作する相続人に継承されますが、手続きとしては「所定の通知書」のほか「遺産分割協議書」、「相続人であることが確認できる戸籍謄本」「住民票」などを農業委員会に提出することが必要です。

◎小作地の相続  
小作地を耕作している方が死亡された場合、小作地は耕作する相続人に継承されます。手続きとしては「所定の通知書」のほか「遺産分割協議書」、「相続人であることが確認できる戸籍謄本」「住民票」などを農業委員会に提出することが必要です。(口頭での解約はできません)

全国農業新聞の購読申込は農業委員会または地区農業委員へ

は、宅地期待益含みともい  
べき高い売買価格を基礎に計  
算されるため、農家にとって  
悩みのタネとなっています。

納稅猶予額が免除されます。

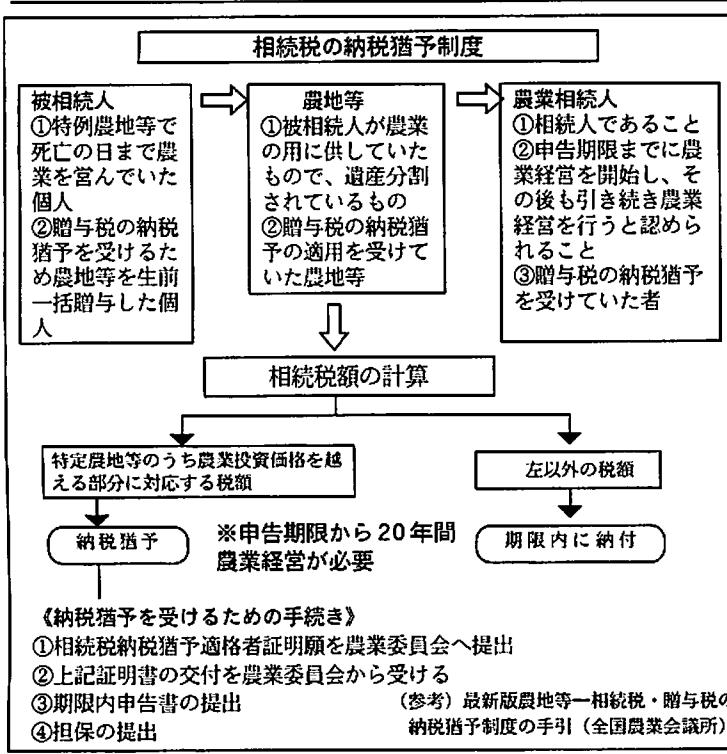
▼そこで税法では、今後とも  
永続的に農業を続けていく意  
思のある農業者について、農  
地の相続税額の宅地期待益含  
み部分の納稅を、一定の要件  
のもと、猶予する制度があり  
ます。(左図)

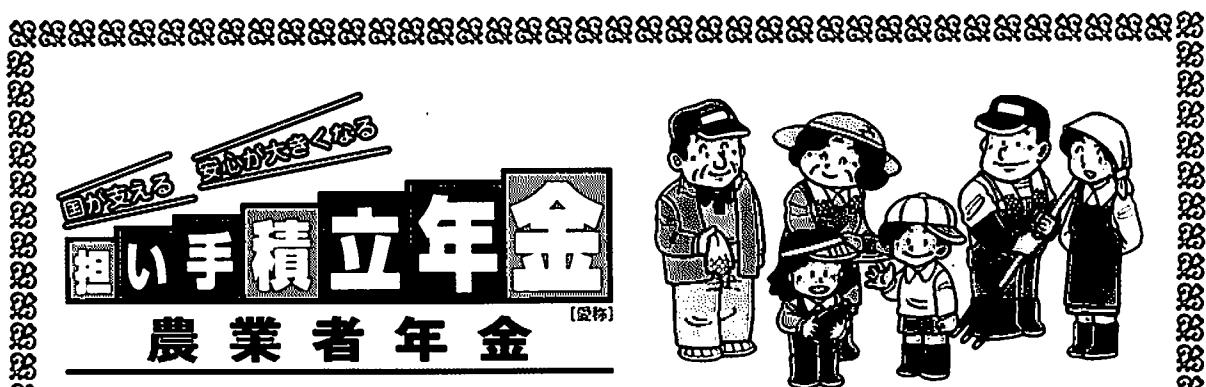
●特例農地等の譲渡・転用  
猶予税額の一部又は全部と利  
子税を納めなければなりません。

▼農業相続人が死亡した場合  
や、申告期限後原則として二  
十年間農業を継続した場合、  
は、宅地期待益含みともい  
べき高い売買価格を基礎に計  
算されるため、農家にとって  
悩みのタネとなっています。

次の場合は猶予の一部又は  
全部が取り消されるので、注  
意が必要です。この場合、  
猶予税額の一部又は全部と利  
子税を納めなければなりません。

●農地は耕作してください  
農地の譲渡・転用  
猶予税額の一部又は全部と利  
子税を納めなければなりません。





## 農業者年金に加入しませんか

国民年金の第1号被保険者で  
年間60日以上農業に従事する  
60歳未満の方なら

どなたでも加入できます

- 保険料は月2万円～6万7千円まで、自由に選べます。
  - 80歳までの保証がついた終身年金です。
  - 税制上の優遇措置があります。（全額社会保険料控除の対象）
  - 認定農業者など扱い手を対象に保険料の国庫補助があります
- 【国庫補助要件】・60歳までに保険料納付期間が20年以上見込まれる
- ・農業所得が900万円以下
  - ・認定農業者で青色申告者など

農と食の未来を拓く

全国農業図書

申込みは農業委員会へ

全国農業図書 刊行一覧のお問い合わせは農業委員会へ



山口市での研修風景（第二班）



J A 紀南での施設研修（第一班）

### 視察研修報告

倉敷市農業委員会では、昨年十一月十九日から二十日及び二十一日から二十二日の二班に分かれて先進地視察研修を実施しました。今回の視察研修では、遊休農地の対策を積極的に行っていいる岸和田市と山口市の農業委員会を訪問しました。

一班（農業委員二十一名）は、岸和田市農業委員会、二班（農業委員十六名）は、山口市農業委員会を訪問し、主に遊休農地解消に向けた取り組みについて説明を受けました。その後、意見交換を行いました。今後倉敷市の遊休農地対策に活かしたいと思います。

また、現地視察研修では、一班は農業経営及び農産物の販売について、J A 紀南とんだ支所で説明を受けました。二班は道の駅「みとう」で、旬の農産物の販売状況について研修を行いました。

